

## 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たり、広く有識者等から意見を聴くため、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン」とは、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）第6の規定に基づき本市が策定する連携中枢都市圏ビジョンをいう。

(意見を聴取する事項)

第3条 市長は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に関する事
- (2) 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏における経済成長のけん引等に係る取組に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 懇談会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づき推進する取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市民政策局政策課において行う。

(懇談会の運営の細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。